

## 平成 18 年度第 2 回中野区環境審議会 議事録

1. 日 時：平成 18 年 6 月 26 日（月）14:00～16:00
2. 場 所：中野区役所 4 階 区議会第 2 委員会室
3. 内 容
  - (1) 平成 18 年度第 1 回環境審議会議事録（案）の承認について
  - (2) 環境審議会小委員会委員の指名について
  - (3) 中野区の環境について
  - (4) その他

### 4. 出席者

出席委員 17 名（代理出席含まず、途中退席 2 名を含む）

貞弘 優子委員、大橋 美紀委員、羽賀 育子委員、北川 博美委員、大園 久美子委員、加藤 まさみ委員、須藤 悦子委員、三好 亜矢子委員、折原 烈男副会長（途中退席）、五味 道雄委員、鳥羽 修平委員、内藤 保委員、生沼 庸史委員、飯田 哲也委員、大沼 あゆみ会長、蟹江 憲史委員（途中退席）、水庭 千鶴子委員

### 欠席委員 3 名

田中 淳正委員、石川 誠一委員、巻田 清司委員

（石川委員に代わって中野区町会連合会常任理事 小野氏、巻田委員に代わって東京都トラック協会中野支部常任委員 佐藤氏が出席）

### [ 中野区職員（幹事） ]

出席 9 名（代理 1 名含む）

本橋区民生活部長、川崎区長室政策担当課長、豊川総務部営繕担当課長代理（中島計画営繕担当係長）、鈴木区民生活部産業振興担当参事、納谷区民生活部環境と暮らし担当課長、服部区民生活部ごみ減量担当参事、尾崎都市整備部都市計画担当参事、野村都市整備部公園・道路担当課長、入野教育委員会事務局指導室長

### 5. 配付資料

\*平成 18 年度第 2 回中野区環境審議会 次第

- 資料 1 平成 18 年度第 1 回環境審議会議事録（案）
- 資料 2 中野区環境基本計画の取り組み状況
- 資料 3 中野区環境関連事業一覧
- 資料 4 中野区の環境に関する現状と問題
- 資料 5 中野区の環境に関する現状と問題のポイント
- 資料 6 区民環境行動・意識調査
- 資料 7 事業者環境行動・意識調査

( 配布冊子等 )

都内熱環境マップ

都市景観ガイドプラン ( 平成 6 年 )

環境基本計画 ( 環境省 )

## 6 . 議事録

大沼会長

それでは定刻となりましたので、これより第 2 回中野区環境審議会を開催させていただきます。本日、ご出席されている委員の方は 17 名でございます。石川委員、巻田委員、田中委員におかれましては、ご欠席のご連絡をいただいています。石川委員の代わりとして、町会連合会の常任理事の小野さんが見えます。それから巻田委員の代わりに、トラック協会中野支部常任委員の佐藤さんが見えます。いずれにせよ、過半数の 10 名を超えておりますので、審議会規則第 4 条の規定に従いまして、有効に成立していることを確認いたします。

審議会の申し合わせで、委員の代わりに出席された方は、議事に参加することは出来ませんのでよろしくお願いいたします。ただし、議事の流れでこちらからご発言をお願いすることがございますので、その場合にはよろしくお願いいたします。また、蟹江委員と折原副会長におかれましては、今日はご都合により途中退席いたしますのでご了承ください。

それでは本日の配付資料の確認を事務局よりお願いします。

環境と暮らし担当課長

それでは資料等の確認をさせていただきます。まずお手元の資料でございます。資料ナンバーがふってございます。資料 1 から 7 までございます。資料 1、平成 18 年度第 1 回環境審議会議事録(案)でございます。資料 2、中野区環境基本計画の取り組み状況でございます。資料 3、中野区環境関連事業一覧でございます。資料 4、中野区の環境に関する現状と問題でございます。資料 5、中野区の環境に関する現状と問題のポイントでございます。資料 6、区民環境行動・意識調査でございます。資料 7、事業者環境行動・意識調査でございます。またお手元の配付資料といたしまして、カラー刷りの都内熱環境マップ、都市景観ガイドプラン、また国の環境基本計画のパンフレットを配布しております。

事前にご送付差し上げた資料は、当日お持ちいただけるようお願いしておりますが、もしお忘れの方は申し出てください。それから私から見て左手が幹事。私ども中野区の幹事でございます。右手はコンサルタントです。よろしくお願いいたします。

### 1 . 平成 18 年度第 1 回環境審議会議事録(案)の承認について

大沼会長

よろしいですか。皆さん。それでは次に、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず始めに資料 1、第 1 回環境審議会議事録(案)の確認を行います。第 1 回の議事録案は、事務局から事前に皆様のお手元に郵送され、ご

確認いただいたと思いますが、訂正等があった場合には事務局に申し出ていただくことになっていました。お手元にございます議事録の案は、その内容が反映されたものでございまして、反映された部分は下線が引かれております。この議事録案の内容でご確認いただくということでもよろしいでしょうか。

異義がございませんようでしたら、それでは第1回環境審議会議事録は、お手元のもので確定させていただきます。この議事録は、近日中にホームページ等で公開される予定ですので、ご了解いただきたいと思います。

加藤委員

よろしいですか。1点直していただきたいところがあるのですが、申し訳ございません。6ページの上から3段落目の加藤の行ですが、3行目のところに、都市利用の在り方とありますが、これは土地利用なので、すいません。書き直していただけたらと思います。

(委員了解)

大沼会長

それでは今の加藤委員の訂正部分を反映していただきまして、この議事録の案で確定させていただきますのでよろしくお願いいたします。

## 2. 環境審議会小委員会委員の指名について

大沼会長

それでは本日の2番目の議題として、環境審議会小委員会委員の指名に議事を進めさせていただきます。

第1回の審議会で設置が承認されました小委員会ですが、小委員会の委員というのは、会長である私と、それから私が審議会委員の中から指名させていただいて、審議会の同意を得た方になっていただくということが承認されました。で、第1回環境審議会で議論というか、小委員会の委員は6名ということになりましたので、区民、それから事業者、学識経験者の中から2名ずつ指名させていただきます。私と事務局で相談いたしました結果、事務局の方でご本人に内諾をいただいているということですが、区民委員からは石川委員、大橋委員。それから事業者委員からは副会長の折原委員、五味委員。それから学識経験者からは蟹江委員、そして私大沼ということにさせていただきますたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

(委員了解)

大沼会長

では、異議なしということですので、小委員会の委員は、石川委員、大橋委員、折原委員、五味委員、蟹江委員、そして私大沼ということにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 中野区の環境について

大沼会長

それでは本日の実質的な内容に入らせていただきます。前回の審議会で審議のスケジュールをご確認いただきました。本日と次回の審議会で、議論すべき内容と、それから小委員会の開催時期などについて、事務局の考え方を聞いた上で、次の議題に入いったほうが良いと思いますので、事務局から説明をお願いします。

環境と暮らし担当課長

ではここで今日以降の審議会の進め方の考え方の概要についてご説明したいと思います。まず今日でございますが、お手元に配布しております現行基本計画の取り組み状況、あるいは現状と問題、これらの資料をもとに説明をさせていただき、議論に入っていただきたいと思います。その上で、その先はこれらを踏まえて、課題の整理、また計画に盛り込むべき基本的事項などの検討を行い、中間のまとめを行う。このような流れを考えております。そこで、この今日と次回、2回目と3回目でございますが、問題点等についてご議論いただき、4回目にはそのまとめをお願いしたいと思います。また併せて、4回目から課題についての議論を行っていただきますが、その3回と4回の間、この2回と次の3回の議論の整理のために、小委員会を開催したいと事務局としては考えております。

大沼会長

今の事務局の考え方について、ご質問はございませんか。

それではございませんようでしたら、次の議題に入ります。

ただいま事務局から説明がございましたように、これからの議題といたしますのは、事務局から皆さんの元に事前に送付されました資料の説明を聞いた上で、本日と次回、中野区の環境に関する現状というものに、どのような問題があるのかを皆さんで率直に意見交換を行っていただきたいと思います。こういった意見交換を行い、現状と問題について委員の皆さんに共通認識というものを持っていただいて、より議論のクオリティを高めていければと思います。それで内容が大変多ございますので、議事進行にご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは中野区の環境の現状について、事務局から説明をお願いします。

環境と暮らし担当課長

資料2(中野区環境基本計画の取り組み状況)、資料3(中野区環境関連事業一覧)、資料4(中野区の環境に関する現状と問題)、資料5(中野区の環境に関する現状と問題のポイント)の説明

それでは、中野区の環境の現状についてご説明を申し上げます。資料2、資料3、並びに資料4、資料5、これすべてを使ってご説明申し上げます。また、中身がいろいろ多岐にわたりますので、一定程度お読みいただいたということもあろうかと思

ますので、ポイントを押さえて説明させていただきます。

まず資料2、中野区環境基本計画の取り組み状況をご覧いただきたいと思います。先の審議会でお示ししました、現行の環境基本計画の体系に沿った取り組み状況を示してございます。平成13年度から平成17年度、一部についてまだ未集計なものは平成16年度までの取り組み状況、あるいは事業実績等についてまとめております。また各種指標については、平成12年度を基準年として指標化を行い、示してございますので、よろしく願いいたします。

まず計画の目標の1、「豊かなみどりと水辺を創造します」、この主な取り組み目標でございしますが、平成23年、緑地率を5.94%にしますという目標でございします。これは表のように、平成18年4月1日現在5.44%となっております。

次に、緑被率は今後も現況(平成10年値、9.50%)の水準を確保しますということですが、これについては若干調査手法の違いがございします。現在の緑被率は16.0%となっております。また一番下に「河川の水辺景観を整備するとともに、河川や道路をみどりの軸として、それらと大規模な緑地をつなぎ、水とみどりのネットワークをつくります」とございします。これについては文章で表現してございしますが、主に神田川、妙正寺川河川改修を行う際に、カラー舗装や植樹帯を設け、遊歩道などの整備を進めています。

次に施策の方向について。施策が相当多ございしますので、概要的なものとして一つか二つお示ししたいと思ひます。まず「みどりを守り育てます」では、一番上の樹木等の保護指定でございします。樹木の指定本数、あるいは樹林の面積等々を記載してございします。例えば樹木は、平成12年度を指数で100としますと平成17年度には90まで。また樹林は97まで減少している状況にございします。また3ページをご覧ください。中段に公園の新設・改良とあります。また公園面積とございします。平成12年度を100とすると公園面積は、これが平成17年度に112と増加しているということにございします。

またその次に、平和の森公園、あるいは江古田の森の整備がございします。平和の森公園の整備では、平成14年度に第2期の整備区域が開園し、残る東側については、今後第3期整備として行う予定でございします。また江古田の森につきましては、平成18年度、本年度ですが、整備工事を行っているところでございします。

4ページをご覧ください。施策の方向2、「水と親しめる空間をつくります」でございします。その中段、ビオトープづくりの推進につきましては、ビオトープ推進方針を現在策定中でございします。また、次の雨水の活用と地下水の涵養推進では、公園に浸透管、あるいは浸透枘を設置してございします。また雨水利用の施設としては、環境リサイクルプラザ他、ご覧の施設があるところでございします。

5ページをご覧ください。施策の方向4、「自然とふれあう機会をつくります」ということで、これは中段、自然環境学習のフィールド整備といたしまして、平成18年度に江古田の森公園にビオトープを整備する予定でございします。

次の施策の方向5、「うるおいのあるまちなみづくりをすすめます」とございします。ここでは個性的な公園や緑地の整備といたしまして、平成14年度に平和の森公園第2期整備の中で、芝生の広場を設置しました。また、一番下段、生活道路整備の狭隘道路の拡幅整備ですが、次の6ページをご覧ください。これは整備延長について示し

ていますが、平成 12 年度を 100 としますと、平成 17 年度は 132 と着実に整備が進められております。

次に施策の方向 6、「まちの美化をすすめます」でございます。ポイ捨ての防止啓発、その中段をご覧ください。平成 17 年 4 月に、条例の改正施行をしました。吸い殻や空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例を施行し、中野駅周辺を路上喫煙禁止地区とするなど、啓発を図っているところでございます。

次に 7 ページ。放置自転車対策をご覧ください。その中段に表がございます。区内各駅周辺の放置自転車台数でございます。平成 12 年度を指数 100 としますと、17 年度は 18 ということで、大幅に改善、減少してございます。

8 ページをご覧ください。次は目標の 2、「省エネルギー・省資源をすすめます」でございます。主な取り組み目標としまして、省エネルギーの推進がございます。これにつきましては、環境リサイクルプラザ等での環境学習講座、あるいは省エネのパンフレットの配布、区報、ホームページによる省エネの啓発を中心に行ってきております。また区自身として、「事業者・消費者としての中野区環境行動計画」を策定し、これに基づいて削減目標を設定し、省エネに取り組んでいるところでございます。

次に自然エネルギーの推進でございますが、これにつきましても、環境リサイクルプラザでの太陽光発電、太陽光集光装置。あるいは太陽熱温水器、風力発電等の設備の見学、あるいは啓発を通じて、区民の理解の促進を図っています。表については、太陽熱利用の区施設でございます。また、9 ページの上段は、太陽光発電の利用区施設、あるいは風力発電利用の区施設でございます。

それからその次ですが、平成 23 年には、ごみの資源化率を 25%にしますという目標でございます。これにつきましては、平成 12 年度 19.1%が平成 16 年度 19.8%というふうになってございます。

次に、平成 23 年には、ごみ量を 10 万トン以下に減らしますとあります。平成 12 年度を 100 とすると、平成 16 年度は 99 という数字になっております。

次に施策の方向でございます。1 でございます。「エネルギーの有効利用をすすめます」とございます。まず始めに、区立施設における省エネの取り組みといたしまして、先ほど申し上げました区役所としての「事業者、消費者としての中野区環境行動計画」の推進でございます。これにつきましては、平成 17 年度に温室効果ガスの排出量を平成 12 年度比 3%削減することを目標としております。

10 ページの一番上の表をご覧ください。年度によって削減率が異なりますが、この 13 年度から 16 年度までの削減率の平均は、約 6%となっております。

次に中段でございます。ISO14001、環境マネジメントシステムの国際規格の認証取得でございます。これにつきましても、本年度区役所本庁舎でこの認証の取得をするための取り組みを開始しているところでございます。この他にグリーン電力の購入等行ってございますが、これもまだ整備中ということでありませう。

10 ページの下段でございます。施策の方向の 3、資源の循環利用を進めるということでありませう。まず資源回収としてのびん・缶分別回収の状況ですが、11 ページの一番上の表でございます。びんを例にとって申しますと、平成 10 年度を 100 としますと 17 年度も同様に指数 100、横ばいの状況でございます。缶につきましては、100 から 81 というふうには減少してございます。また、中段のペットボトルの拠点回収で

ございますが、回収実績、平成 12 年度を 100 としますと、平成 17 年度は 155 と増加の傾向にございます。

また次の 12 ページの中段には、集団回収の支援としまして、地域の回収の状況がでございます。これにつきましては、古紙でございますが、表の中にありますように回収実績、平成 12 年度を 100 としますと、平成 17 年度は 165 となっております。また、13 ページの中段でございますが、フリーマーケット等の開催を記載してございます。清掃事務所、あるいは環境リサイクルプラザの開催状況でございます。また、14 ページ、15 ページにつきましては、区立施設のリサイクルの状況を示してございます。これはお読み取りいただけたらと思います。

15 ページの下段でございます。この目標の施策の方向の 4。廃棄物の発生を抑制しますとございます。これにつきましては、16 ページをご覧ください。生ごみコンポスト化容器、あるいは電動生ごみ処理機の斡旋につきましては、平成 17 年度の斡旋台数は 9 台ということになっております。また、中段の中野区廃棄物減量等推進審議会の運営でございますが、これにつきましては、先の審議会でもご報告しましたように、本年の 2 月、第 2 次中野区一般廃棄物処理基本計画として策定したところでございます。

次に、施策の方向 5、「環境に配慮した商品の使用をすすめます」でございます。まず区立施設における再生品の使用促進としまして、中野区ではグリーン購入ガイドラインを定め、目標を設定し、グリーン購入の推進を図っていくものでございます。例を挙げますと、17 ページの上の表でございます。区の購入実績でございますが、紙類につきましては、グリーン購入は平成 16 年度で 99%、文具類では 89%となっているところでございます。

また 17 ページの一番下段でございます。庁有車への低公害車の導入でございます。現在の保有状況は、電気自動車 1 台、LPG12 台、CNG12 台となっているところでございます。

それでは 18 ページをご覧ください。目標 3、「身近な環境汚染の防止、地球環境保全をすすめます」とございます。ここではまず一番始めに、環境情報システムを構築し、大気汚染などの環境情報が入手出来るようにしますというものがございます。現在、インターネットでの情報提供について検討を進めているところでございます。また NO<sub>2</sub>：二酸化窒素、SPM：浮遊粒子状物質の環境基準の達成、あるいは SO<sub>2</sub> 等による大気汚染の改善、これを目標としてございます。達成状況は後ほど数字をお示ししますが、中野区内の二酸化硫黄、あるいは浮遊粒子状物質、あるいは二酸化窒素については、環境基準に適合していますが、いわゆる光化学スモッグの原因となるオキシダントは環境基準に適合しておりません。

また次の目標でございますが、化学物質の適正な管理と抑制を進め、有害化学物質による汚染を防止しますということでございます。これにつきましては、条例に基づきまして、これらを使用している事業所からの年 1 回使用量の報告、あるいは管理報告書を提出受理し都に報告を行っています。

また一番下段の小型焼却炉の規制指導を行い、ダイオキシンの発生を抑制します。これらの状況を表すものとしたしまして、19 ページの一番上段でございます。中野区内のダイオキシン濃度の年度別平均でございます。平成 16 年度は若宮で 0.07 でご

ざいます。ちなみに環境基準は0.6でございます。

次の施策の方向1、これはまず始めに大気汚染状況でございます。これは数値でございますので省略しますが、先ほど申しましたように、NO<sub>2</sub>、SPM、SO<sub>2</sub>は現在のところすべて環境基準を達成しています。20ページでございます。オキシダント、光化学オキシダントについては、毎年環境基準を達成しておりません。

また、次の環境汚染に係る健康危機管理への対応では、主な取り組みといたしまして、光化学スモッグへの対応でございます。中段に注意報の発令日数、あるいは被害届け出数を書いてございます。平成17年度は16回の発令がございました。また被害届では、17年度はございませんでしたが、16年度では21人の被害がございました。

その他、21ページの河川水調査、あるいは自動車の騒音・振動・交通量調査。それは22ページに表が載っております。ご覧いただければ分かりますように、平成17年度は騒音については2道路を除いて環境基準が達成されていない状況でございます。また23ページの周辺環境調査。あるいは24ページでは、幹線道路沿道助成、公害防止資金の融資斡旋を掲載してございます。

次の24ページの下段、施策の方向2でございます。「有害化学物質による汚染防止に取り組みます」ということでございます。これについては25ページの上段を見ていただきたいと思います。ダイオキシン類の発生抑制。大気の状態の測定とは別に、特に小型焼却炉の規制指導を毎年行っていますが、その件数でございます。

25ページの下段になります。施策の方向3、「地球温暖化防止の取り組みをすすめます」。ここににつきましては、省エネ、自然エネルギー、あるいはその取り組みの再掲でございますので省かせていただきます。

次に26ページをご覧ください。施策の方向4、「地球環境保全に取り組みます」。ここでは酸性雨調査を挙げております。中野区内というよりも、東京都全域で雨のほとんどが酸性雨だという状況でございます。

次に、26ページの下段ですが、取り組みの推進がございました。そこでは特に環境リサイクルプラザの事業実績を掲載しております。環境学習、環境教育、あるいは環境情報の収集提供。あるいは協働の取り組み。あるいは環プラにおけるイベントの実績等を掲載しております。

最後になります。28ページでございます。「取り組みを点検・評価します」ということで、進捗状況の点検評価、あるいは見直しのところでございます。現行の環境基本計画の施策体系ごとの関連事業につきましては、毎年度環境施策関連事業調査を実施しております。これによって取り組み状況の把握に努めてきましたが、今回のように点検・検証までは行っておりませんでした。今回、この機会にこの資料等により、計画の進捗状況を点検・評価するなど、計画の見直しを行っていきたいと考えております。

以上が資料2の説明でございます。

引き続き、説明を続けさせていただきます。資料3でございます。これは先ほどの取り組み状況の中の特に施策の方向の関連事業のところの説明しました、中野区環境関連事業一覧でございます。

まず1ページをご覧ください。これにつきましては、現行環境基本計画の体系をまず示してございます。目標1、2、3、それからそれぞれの施策の方向を示しております。



す。これらに基づいて、1枚めくって2ページをご覧いただきたいと思います。紹介をさせていただいて、後はお読みいただけたらと思います。すべてこのような表でまとめてございます。目標1の施策の方向は、目標1に対して施策の方向1。1-1ということでございます。事業の項目、樹木・樹林等の保護指定。事業の内容は、樹木等の保護指定をするということでございます。私ども区役所の担当を書いております。15年度、並びに16年度の実績は右の方に書いてございます。このような取りまとめをした一覧、中野区が行っています環境関連事業の一覧でございます。今後の議論の参考にしていただけたらと思います。

それでは資料の4に移りたいと思います。中野区の環境に関する現状と問題でございます。この内容が多岐にわたります。そして内容の説明の前に、全体的な構成をお読みいただいた上で、冊子自体の説明に入りたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、相当時間を要することもございますので、事務局で資料を用意させていただきました。主に現況を踏まえた問題点を抽出・整理しまして、この資料の方で必要なページをご覧いただき、なおかつ関連するページについても紹介させていただき、説明をさせていただきたいと思います。

まずちょっと資料4の確認をさせていただきます。ページをおめくりいただきたいと思います。まず1ページは区の地域特性になっております。(1)は地勢でございます。3ページには人口のこと。それから6ページには産業構造のこと。また7ページには建物のことが記載しております。

次の9ページから生活環境の保全というくくりで項目を設けました。ここでは(1)、大気環境に関すること。それからおめくりいただきまして12ページ。有害化学物質に関すること。また、おめくりいただきまして、13ページでございます。13ページの下段には、自動車による騒音・振動に関すること。次に15ページには、公害苦情に関すること。また、まちの美化に関することを記載しました。

次の項目としまして、省エネルギーと気温上昇の抑制という項目立てをさせていただきました。ここでは17ページでございますが、まず地球温暖化の現状に関すること。それから22ページには、ヒートアイランドの現状に関すること。それからおめくりいただきまして24ページ、温暖化、ヒートアイランド対策の現状に関すること。28ページにはごみの減量とリサイクルという項目立てをいたしました。ここでは28ページでごみの排出と資源化、処理、処分量に関すること。それから31ページには今後の減量化、資源化方針に関することを掲載しました。

次の32ページをご覧ください。ここでは5としてみどり・水環境・景観の保全という章立てをいたしました。1としてみどりの保全に関すること。次の34ページには公園に関すること。35ページには水環境の保全に関すること。36ページには景観形成に関することを書かせていただいております。

次の38ページには6番目としまして、環境保全に関する教育・学習・活動支援の取り組みという章立てをいたしました。(1)は学校での環境教育。2では地域での環境学習・普及活動。それからおめくりいただきまして、40ページには事業者の環境配慮への取り組み。このようなまとめ方をさせていただきました。

ではこれらの中野区の環境に関する現状と問題の中身を確認しながら、資料5に基づいてご説明させていただきます。先ほど申し上げたように、まず資料5をご覧ください

だきたいと思います。この資料5は、中野区の環境に関する現状と問題について、私ども事務局が今後の議論の素材になる、そのような考え方から、主に問題点についてポイントをまとめたものでございます。精査したところですが、新たな視点、あるいはとらえ方もあろうかと思えます。このあたりを踏まえて、ご確認をいただければと思います。では説明に入らせていただきます。

まず区の地域特性。環境保全に関する区の概況でございます。 から まで表記してございます。まず、「土地の再分化が進んでいると共に、低層木造住宅が密集し、アパート、マンションなどの賃貸住宅が多い過密な住宅都市です」ということですが、これにつきましては資料4の7ページ、あるいは8ページをご覧ください。まず資料4の7ページの下段、建物でございますが、これについては木造住宅の多さ等が記載してございます。また8ページの下段の表には、民間借家の割合が載っております。中野区では民間借家が49.4%、23区全体の38.5%より10ポイント以上高くなっていることから、これらを記載しました。

次に、全国でもトップクラスの人口密度。これにつきましては、5ページをご覧ください。5ページの、人口密度でございます。現在平成18年1月1日現在の住民基本台帳上の人口密度は、19,091人/km<sup>2</sup>と、23区のトップとなっております。

次に。20代、30代の単身世帯が多い人口構成で、コミュニティとのかかわりが薄くなりがち。これにつきましては、5ページの上のグラフをご覧ください。20代、30代の年齢構成が圧倒的に多くなっております。また、中野区では単身世帯が極めて多いということで、20代、30代の単身世帯が多いこととなります。

また、小規模な事業所が大きく8割以上を占める。これについては次の6ページをご覧ください。一番下段ですが、従業員規模別事業所割合をご覧ください。左側からお読み取りいただくと、二つ目までが9名以下の事業所となっております。ここで85%という割合となっております。また、次の7ページをご覧くださいと分かりますように、業種では製造業が少なく、サービス系の第三次産業が多くなっております。でございます。

次に2番目、生活環境の保全についてご説明いたします。資料5の でございます。自動車排出ガスによる大気汚染は、着実な改善が見られ、多くの物質で環境基準を達成しつつあるもの、自動車交通需要が進むことで、今後とも影響が懸念されます。これにつきましては、9ページから12ページをご覧ください。まず9ページですが、細かい数字はお読み取りいただくとして、特にNO<sub>2</sub>などはようやく基準を達成している状況にあるということをご指しております。

次の、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについての環境基準の超過状況でございますが、これについては11ページをご覧ください。先ほどの取り組み状況でもご説明しましたが、毎年環境基準を超えております。また、濃度も横ばいか微増傾向にあるところでございます。

次の、光化学オキシダントの原因物質は、自動車からではなく、事業活動などで使用されるVOCの影響もある。これはNO<sub>2</sub>あるいはSPMが下がっているにもかかわらず、逆にオキシダントが上昇している原因は、現在VOCではないかと指摘され、その対策が急務になっているところでございます。

次の につきましては、14ページをご覧ください。先ほどと同じ表が載っており

ます。中野区内の主要幹線道路の自動車騒音、あるいは交通量の表でございます。お分かりのように、方南通りの中杉通り以外は、昼・夜とも環境基準を満たしている道路はございません。また、振動については要請限度と申しますが、これを満たしているということでございます。

またちょっとお戻りいただいて、次の、アスベストや有害化学物質などによる環境への影響とございますが、13ページをご覧ください。アスベストにつきましては、昨年、アスベスト関連工場での健康被害の顕在化がありました。これに伴いまして、中野区では早急にアスベスト対策に係る基本方針を定め、さまざまな対策に取り組んでいるところですが、特に今後アスベストを使用している建物を解体が本格化するなどの問題があるということでございます。

また15ページをご覧ください。公害苦情でございます。でございますが、公害苦情は近隣などの騒音問題が半数近くを占めているということで、15ページの中段の図をご覧ください。お分かりの通り、騒音が半数を占めています。また発生源は建設作業、あるいは一般家庭で7割ぐらいを占めているということでございます。

次の15ページの一番下段には、まちの美化、ポイ捨て、あるいは歩行喫煙、これらのまちの美化を阻害する状況がまだ見られるということが言えるかと思えます。

では次に大きな3番目、省エネルギーと気温上昇の抑制についてご説明いたします。17ページをご覧ください。まず資料5ですが、温室効果ガスの排出量は増加を続け、中でもオフィスなどの業務部門や、家庭部門の伸びが目立ちます。これにつきましては、18ページから20ページをご覧ください。まず18ページをご覧ください。18ページの上のグラフ、及び下のグラフをご覧ください。お分かりの通り、二酸化炭素の排出は伸びております。特に下段のグラフで示してありますように、国においては基準年、1990年でございますが、これに比べて事業部門、家庭部門で30%以上の伸びを示しております。

また20ページをご覧ください。20ページは東京都におけるCO<sub>2</sub>の排出量を示しています。これにつきましても、基準年度2003年の両方のグラフがございまして、ご覧になってお分かりの通り、これは国よりももっと顕著で業務部門で50%以上の伸び、家庭部門も35%以上の伸びとなっております。このように特に都市部における業務部門、あるいは家庭部門の伸びが著しいことがお分かりいただけると思えます。

次に2点目。都内では過去100年間で平均気温が3.7℃上昇しています。22ページをご覧ください。ヒートアイランドの現状として、都内の年間平均気温の推移でございますが、この100年間で3.7℃上昇しております。

また23ページには、都内での夏日の増加状況。あるいは冬日での大幅な減少状況を示してございます。夏日というのは、25℃以上の日。また冬日というのは、0℃以下の日ということでございます。

次に。区内は中央部から南部に掛けて、ヒートアイランドの発生要因となる熱負荷が大きい地域となっている。これは別添資料でお配りしておりますヒートアイランドのカラーの図をご覧ください。ちょっと分かりづらいと思いますが、中野区が真ん中からちょうど左側に位置しております。オレンジっぽいのは業務集積。ピンクっぽいのが住宅密集による集積の影響ということでございます。これを見て分かりますように、特に中野では、住宅密集による集積の影響による熱負荷が大

きい地域が、中央区から南部に掛けて存在していることがお分かりいただけるかと思  
います。

3の でございます。日常生活や事業活動における省エネルギーの取り組みは、な  
かなか広がりを見ません。これは数字はございません。先ほどの計画の取り組み状況  
等を踏まえて記載をしたものでございます。

では資料5の裏面をご覧ください。4、ごみの減量とリサイクルでございます。こ  
の現状と問題のページでは28ページになろうかと思えます。これにつきましては、  
先ほどご説明しましたように、一般廃棄物処理基本計画が策定されております。これ  
らの計画を踏まえた検討になってこようかと思えますが、簡単にご説明します。まず  
ごみの減量とリサイクルでは、28ページの(1)をご覧ください。中野区のごみ量、年  
間10万4,000トンから5,000トンでほとんど変化はないということです。ただ、16  
年度は減少傾向を見せているということでございます。

これらのことから、資料5の4の は、入口からごみの発生を抑える暮らしや、事  
業活動がまだ不十分であると言えようかと思えます。また資料5の4の 、不用物総  
量が12万トンを超え、ごみの中には資源化可能物が5割も混入していますというこ  
とですが、先に30ページをご覧ください。30ページの でございます。不用物量の  
概要でございますが、不用物というのは、排出者が不用と見なしたという意味で、ご  
みと資源物の総計を不用物として表しています。実際に不用物は、平成11年度から  
16年度までほとんど変化がないということでございます。また、29ページにお戻り  
いただきたいと思えます。29ページの一番上の図にありますように、資源可能物が  
可燃、あるいは不燃でも、それだけの量が資源可能物として入っているというこ  
とでございます。

次の 。より安全で環境に配慮したごみ処理とリサイクルや、その費用負担の公  
平化の問題。あるいは中野区内には中間処理施設がない。このようなことは、一般廃  
棄物処理基本計画から引用させていただきました。

次に、5のみどり・水環境・景観の保全に移りたいと思えます。32から33ペー  
ジをご覧ください。まず5の 。土地の売却等で、保護樹林・樹木が減少する傾向にあ  
るとするのは、33ページの一番上の表をご覧ください。先ほどの基本計画の取り組  
みの中でお示したように、減少傾向にございます。

また 、区内にはまとまった面積が確保されているみどりはわずかで、ほとんどが  
各地に点在しているみどりです。これにつきましては、32ページの(1)の の現状の  
中で、細かくうたってございます。これは緑被という項目の中でもうたっております  
ので、お読み取りいただければと思えます。

また 、みどりを保全出来る場として、公園の機能が期待されますが、中野区内は  
都内でも1人あたりの公園面積が少ない区である。これについては34ページをご覧  
ください。中段の(2)の公園でございます。そのまた中段には、人口1人あたりの公  
園面積。また23区の中での位置付けが記載されておりますのでご覧ください。

次に 、雨水利用、あるいは水資源の涵養への取り組み。これにつきましては、な  
かなか現実問題、具体的な取り組みが進んでいないところでございます。また はま  
ちの中の景観ですが、36ページをご覧ください。中野区では平成6  
年、もう12年前になりますが、都市景観ガイドプランをまとめて、その考え方を示

しております。しかし、具体の取り組みはこれからと考えております。その背景には、平成 16 年に新たに景観法等が施行されました。また東京都におきましても、37 ページに記載してありますような具体の動きが始まりましたので、これからの取り組みになろうかと考えます。

次に 38 ページから 41 ページまでは環境保全に関する教育・学習・活動支援の取り組みであります。は、特に数量的なとらえ方が難しい点もございます。基本計画の取り組み状況でもご説明いたしました。基本計画での方向も、この通り 3 点挙げております。区民、事業者が気軽に取り組めるような仕組みづくり。あるいは地域のリーダーの育成。または事業者の環境配慮の活動。これらがポイントになろうかと考えております。

大変雑駁ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

大沼会長

ありがとうございました。以上、事務局から中野区の環境の現状と問題について説明をいただきました。

それでは今日の議論に入るわけですが、第 1 回の環境審議会で配布された資料や、それから本日の資料。それから、今事務局からいただいた説明などを参考にしまして、委員の皆様で共通認識というものを形成していくために、今日の本題でございます中野区の環境の現状と問題について、あるいは今後の課題の整理につながるような議論というものをしていけたらと思います。

何かこういった内容について、もしご質問がございましたら、議論の途中で出していいただいても構いません。議論は、今日事務局から出していただいた資料 5 の中野区の環境の現状と問題のポイントというものを基本としまして、整理された項目に沿って進めたいと思います。この議論は、今申し上げましたように、六つに分かれている項目に沿って進めていきたいと思います。一つの項目が独立したものであることではなくて、他の項目と関連しているところもございますので、ある程度重複してくるようなところは致し方ないと思いますが、なるべく、項目順にやっていただきたいと思っております。

それで、最初に表面の方を議論します。後半部分は裏面をやっていくことにします。それぞれ 30 分程度、合計 1 時間ぐらいの議論を、皆様のそれぞれのお立場、あるいは多様な観点から、ご意見をいただきまして、今後の議論の糧にしたいと思います。

それではまず最初に表面にございます環境保全に係る区の概況、それから生活環境の保全、それから省エネルギーと気温上昇の抑制、この 3 項目に関しまして皆様のご意見、あるいは内容に関するご質問でも構いませんので、いただけたらと思っております。

須藤委員

1 番の環境保全に関する区の概況というところで、中野区は人口密集地だと。住宅地だということは皆さんご承知だと思いますが、区として中野区は人口規模をどのぐらいに設定しているのか。それから人口のそれぞれの割合ですね。単身世帯や家族世帯の割合はどうか、そういった議論はされているのでしょうか。

といいますのは、練馬区や杉並区では、単身用のマンション・アパートなどが新しく作られる時の規制が結構厳しくて、逆に中野区の方にそういった業者が流れてきているという現状があるというのをあちこちで見聞きします。

大沼会長

人口の規模を抑制するとか。

須藤委員

抑制っていうか設定ですね。どのぐらいが適正なのかというのがあると思うのです。地面の限られた面積に対して。それと、人口の構成ですね。

大沼会長

出来るだけ環境の側面から議論を行っていきたいと思いますが、今おっしゃった内容というのは、確かに環境面とかかわる部分もございますので、これについて何か事務局からございますか。

区民生活部長

適正な人口規模、望ましい人口規模というのは特には出しておりません。基本的には、人口が減少するのは、ある意味活力の低下にもつながるという面もあります。一方で、人口密度が高いというのは、一つには防災上の負荷を大きくすることにもなります。そういった意味で、土地利用との関係なども含めて一定の望ましい姿に持っていくということがあるということで、おおむね現在の人口規模、それを一つの目安として、住環境等を改善していくことを考えています。

ワンルームマンションですとか、そういった単身者向けの問題ですが、これもですね、中野区もそれなりに規制を厳しくしておりました。そのことが逆に言うと、中野は規制が厳しいという部分で、あまり規模の大きなマンション、ファミリーマンション等が出来にくくなっている部分があります。それだけ区としては望ましい居住水準を国が示しておりますが、それを目安にしながら、かなり早い時期からワンルームマンションに対する指導等は行ってきております。

都市計画担当参事

確かに、土地利用の中で、例えば大規模な敷地が発生しますと、そこに住宅を建てるというケースや、共同住宅が建つケースがあります。そういった中でもワンルームに関しては、ファミリータイプにしてほしいというご意向もあって、いろいろ周辺の方たちとの協議が続けられていくというケースはあります。我々もワンルームマンションにつきましては、やはりこの周辺との環境の面、そういった面でいろいろと調整、指導をしているところでございます。中野だけがそういったターゲットになっているということではないものと認識しております。

大沼会長

今、人口の構成と、それから単身者の問題について意見がございました。確かにご

みの問題などでは非常に重要だと思えます。一般的な人口構成の問題、それから単身者の比率の問題をここで議論しても、それは環境基本計画を立てるということからすれば、非常に広がってしまいますので、もう少し環境問題ということに絞った側面からのご質問をしていただければと思います。

須藤委員

補足しますが、ただいまの私の発言は、単身者がいけないということを言っているわけではなくて、区として全体の人口のバランスを考えていかないと、この区の環境以前の問題になると思うのです。まず基本的にどんな人間がどのくらい住んでいるかというところから始まらないと、環境問題は議論出来ないと思えます。ですから根幹を成すものだと思いますので、質問しています。

大沼会長

私の方もそういった認識は共有しております。よろしいでしょうか。他に何かご質問があれば。

北川委員

あまり慣れませんので、おかしなことを聞くかもしれませんが。中野の環境に関する現状と問題というので、その資料4の3ページを見ています。今の須藤委員に関連します。それで土地の利用の現況ということですね。私は、中野区でも比較的農地の残っているところに住んでおります。そこがどんどんどんどんつぶれるのが悪いとか、そういうことを言うのではなく、どんどんつぶれていっている現状がある。それは自分がそこに住んでいるからということで、如実に分かります。自分たちの住環境を保全していい環境にとどめておくということは、やっぱり重要なことです。

そこで何を言いたいかといいますと、業者からいいますと、コンパクトにコンパクトに作って。また、建ぺい率の関係だとかそういうのを見たら、とても常識的ではない。私は建築屋じゃないので、何%だとかっていうのは分かりませんが、そういうことなどから、要するにどういう具合になっているのかよく分からないんですね。

そういう都市計画と連携を取ってですね、やはり進めていかないことには、どんどんつぶれていってしまうということですね。ちょっとそういう質問をしたのは、そういう都市計画、あるいは建ぺい率との関係。あるいは条例としての考え方などを、やはり関連付けていくべきではないかということで申し上げておきます。

大沼会長

今のご意見、例えばまちの景観の観点からいって、都市計画と大きく環境計画がかかわってくるのではないかとということで整理させていただいてよろしいでしょうか。

北川委員

結構でございます。それとそういうのが我々の周辺の住環境を破壊しているということです。

大沼会長

その件について事務局から、都市計画と景観の関連について発言をお願いします。

都市計画担当参事

景観については、資料5の後ろの方にも出てきております。中野区としても都市景観ガイドプランというのを平成6年に定めております。具体的に進展しているところは、行政が行っている例えば公園の整備とかそういったところがありますが、その中でポイントになるのは、やはりまちの方たちと一緒にあって、あるいは事業所と一緒にあって、いろいろとまちづくりについて議論をする。その一つに、景観という視点からの踏み込みが必要になってくるのではないかと考えています。

それから今の土地利用計画ですが、基本的には用途地域というのがございます。そこで建ぺい率、容積率、そういったものが定められているわけがございます。しかしながら、これからどういう形でその地域、土地というか、地域のまちづくりを展開していくかということになりますと、一つの視点としては、その地権者、あるいはお住いになっている方たちが一緒にあって議論を展開して、まちの方向性を決めていく。そういった手法が都市計画上ございますので、例えば昭和55年に地区計画、あるいは建築の協定を結ぶといったものもございますので、そういった中から利用の仕方を、地域の中で合意づくりをしながら展開していくというのが、一つの手ではないかと考えています。

大沼会長

ありがとうございます。

蟹江委員

今日は私、ちょっと早めに退席させていただきますので、ちょっといくつかコメントをまとめて申し上げさせていただきますのですが。

今のお話とは全く関係ないですが、一つは3番目の省エネルギーと気温上昇の抑制といったところで、温室効果ガスの排出量が増加を続けてと書いてありますが、資料2の方の9ページ、10ページあたりを見ると、削減量というのが減っているように見られるのですが、2000年から約6%減と書いてあって、減っているように見れるのですが、この辺の整合性をちょっとご説明いただきたいのが一つです。それから、これ削減量ってありますが、これは恐らく排出量の間違いではないかと思えます。ちょっとその辺の確認も含めて、一つお願いいたします。

それから、これはコメント的な話になるのですが、上の大きな2の光化学スモッグ等もそうだと思いますが、温室効果ガスの話というのも、割と区内で対処出来る部分と、区の中だけは対処出来ない部分という規模の問題が一つ。あともう一つは、下の方に、のところヒートアイランドの問題がありますけれども。ヒートアイランドはより短期的に対処出来るものと、あとは気温上昇ということになると、長期的に対処しなければいけないという期間の問題と二つちょっと違う問題が含まれているかと思えます。そのあたりをもう少しですね、規模の問題と期間の問題というのを整理して、対策を取られるといいのではないかという印象を持ちました。



大沼会長

それでは資料2の10ページについて。

環境と暮らし担当課長

今の委員のご質問は、まず9ページの下段から10ページに掛けて、二酸化炭素の排出量。これはミスプリで、ご指摘のように排出量の平均ということになります。ちなみにこの排出量につきましては、区役所の事業者としての排出量でございます。9ページが一番下段の区立施設における省エネルギーの取り組みの推進ということで書いてございますが、事業者・消費者としての中野区、これは私ども要するに事業所としての中野区役所の排出量を示しております。ちなみに、平成16年度の0.6%の水準は、現在のところ温室効果ガスの9割以上を電気・ガスが占めております。そうすると、何が変動要因として一番大きいかということ、気温など気象条件の及ぼす影響がまだまだ大きい状況です。そういう点の取り組みが必要になってこようかと考えます。

大沼会長

削減率はいつに比べてですか

環境と暮らし担当課長

削減率は平成12年度の排出量と比べてです。

大沼会長

もう一つがですね、ヒートアイランドや温室効果ガスの排出については、規模や期間というもののグラフ分けのようなものが必要ではないかということですが、この辺の対策について、こういった長期的な見方、短期的な見方、あるいはグローバルな見方といったものは含まれておりますか。

環境と暮らし担当課長

2点目の3の省エネルギーと気温上昇について、確かにご指摘のように、地球温暖化、ヒートアイランドの問題、このあたりの地球規模的な問題、要するに気温上昇の問題。それはそういう切り口とか規模などは、問題点の抽出の中でももうちょっと整理していくべきと思っています。また当然、対策にもきちんとそのあたりの見える直接的な対策、あるいは間接的な対策がある。それを分けて考えていかなければならないと思います。

大沼会長

他に何かございますか。事業者の方から、まだ何もご意見をいただいていないのですが、いかがでしょうか。

五味委員

1のところで申し上げたいんですが、1の の人口密度のことですね。これはどなたか委員の方が、人口密度の適正な設定はいくらかと質問されていました。そして人口密度は今過密でもこれは困ると。防災上のこともございますし、環境のこともございます。だから人口密度については、そういうことがありますけれども。ことに都会の問題点となるのが人口の密度、それから都市の形成に役立つ裏のページに関連ありますが、みどりの保全ですね。公園の面積が少ないということ。

それからもう一つここに書いていないのが、道路の幅員ですね。この三つがことに東京都内でも、東京都全体から見た場合に、中野区を見ますと、中野区は人口密度が多い、公園が少ない、それからもっと大きな問題は、道路の幅員が狭いということがある。私も都計審の委員を長らくやっています、非常にこれは大きな問題だと思っております。昭和25年に建築基準法が出来て、道路幅は4mだということが決まったんですが、それ以下の幅員の道路は、ここで言う狭隘道路になりますが、何とですね、中野区は狭隘道路の総延長距離が300kmあるんですね。だから普通の4m以上の道路は約50kmぐらいしかないという。これは非常に都市としての構成要因である都市基盤が、あまりにも脆弱だということですね。それがありますから、この1番の環境保全に関する区の概況の中に、ぜひ6番でもいいですから、道路幅員を上げる努力が必要だということを入れていただきたい。

大沼会長

確かに、道路の問題は渋滞の問題とかかわってきます。よろしいですか。それでは事務局の方。

環境と暮らし担当課長

説明のところで申し上げましたように、このポイントは私どもが議論の素材としてまとめたものです。それを踏まえて整理をして、次の議論につなげていきたいと思っております。例えば道路の問題につきましても、現状と問題の中でまた追加して、きちんと整理をしていきたいと思っております。

都市計画担当参事

道路幅員の話が出ましたが、都市施設でやはり道路の基盤整備、これが必要になってきています。先ほど地区計画の話が若干分かりにくかったかもしれませんが、やはり道路をどうやって整備していくのか。これは一つのポイントになります。公園も当然どういう配置にしていくか。まち全体をどういうふうにしていくか。これがどうしても出てきます。中野のようなちょっと脆弱な道路事情というの、改めて見直して、早めに解消していく。4m以上の道路を作っていく。そういったことがポイントとしては必要になってくるということとは言えると思っております。

飯田委員

今の点に関しては、逆に私もちょっと聞こうと思ったのですが。今回の省エネルギー・省資源の中で、輸送交通問題が入っていないので、今回の見直しの方向性として、取り組み目標のところまで含めて見直しができるのかどうか。例えば先ほどの資料5

のところにいるいろいろな拳がっていましたが、省エネの取り組みがなかなか広がりが見られないということですが、取り組み目標が省エネルギーの普及を進めますとなっています。これまで進んでいないのにどうやってやるんだらうってということがあって、それは多分取り組みの方法を変えていかなければいけない。

それから先ほどもちょっと議論になった区役所の数値は、温室ガス排出総量、この表が出ているわけですが、先ほどの問題点では伸びが目立ちますとありましたが、これは国全体のことだと思ってしまうんですが、区全体のデータはどこを見てもまだない。じゃあ中野区で排出しているのは、一体どこが一番問題なんだというところは、多分区レベルで統計を取るの是非常に難しいと思うのですが、推計なり何なりでちょっと出すことが必要だと思います。

その中で、今出た輸送交通の問題は二つあって、まず地球温暖化の中でもいわゆる輸送の排出源が一番深刻な問題の一つであるということですね。ですから、今ちょっと話に出たように、単純に道路の幅員を広げて、渋滞を解消すればいいというのは、多分今の時代ではもう既に時代遅れです。もちろん利便性はやはり確保しなければいけないので、利便性の観点からのもちろん道路整備は必要かもしれませんが、中野区全体としては、いわゆる EST と言われる環境保全的な、持続可能な交通体系を目指す。つまり幅員を広げて渋滞を解消したはいいけれど、そこが英語で言う「プアーマンズ・ハイウェイ」(Poor Man's Highway)と言われて、今 GPS も進んでいますから、いわゆる抜け道になって、ビュンビュン車が走ったら、結局危険性を増して、しかも CO2 も増すという二重のリスクが増えていくので。例えばオランダなんかでやっているのは、「ボンネルフ」(Woonerf) といって、かえって車を通りにくくする。車は通れるけど、スピードが出にくくして、歩車共存道路にしていくんですね。つまり、利便性と安全性と CO2 抑制、これを統合していくような道づくりとかですね、多分そういうことを目指していかなければいけないのです。

そういう意味で、もっとさかのぼって言うと、この環境政策が他の部署とちゃんと統合されているのかというのが最大の課題です。環境政策では CO2 を減らそうとしている。でも、あちらの部署で答える方は、道路の拡幅が必要であると言われる。あちらの部署の方は、道路拡幅というミッションがあったら、そればかりやってですね、結局環境保全とそこが日本の場合、往々にして施策が統合されていないのでぶつかってしまうといったことがある。やはり、これは区長自身がどういう姿勢を持たれるかによるのですが、やはり環境保全、つまり環境と経済の統合というのを、区の政策の中の柱に据えて、どこの部署もですね、それをちゃんと統合出来るような形で、いわゆる開発部隊とか、都市開発部隊も環境ありきだと。もちろん経済は犠牲に出来ないですが、そういう施策がちゃんと一貫通で行かないと、小手先の環境政策に終わってしまうのではないかという懸念が、先ほどの説明を伺って思いました。やはり施策の統合ということが、大きくさかのぼると非常に重要ではないかと思えます。

大沼会長

ありがとうございました。重要な論点がいくつか提示されたと思います。基本計画の、あるいは現状の問題とポイントの中で、とにかく交通や輸送の問題というのは含められるべきだと思います。

それからもう一つは、道を広げるだけというのは、必ずしも利便性向上につながるものではないということで、その辺は統合的な施策が必要になってくるのではないかとということをおっしゃったと思います。その点いかがですか。

区民生活部長

中野区の新しい10か年計画をまとめましたが、その中でも四つの戦略として、まちの活性化と共に、地球温暖化防止ということを挙げております。それぞれ調和を図っていくということを大きな課題としています。道路につきましても、中野の現状としましては、先ほど五味委員からご指摘がありましたように、非常に幅員の狭い道路が多い。また、都市計画道路自体が比較的少ない。そして狭隘道路が多くて、中間的な地域交通処理の区画街路、そういったものも少ないというのが、結構路地にまで、生活道路にまで車が入ってくるというところがあります。そういった意味でも、交通規則の体系なども整えていくということが、一方で必要になる。

また、併せて沿道環境ですとか、あるいは排出源に対するいろいろな規制、そういったものは、区だけではなかなか出来ない部分もありますが、そういうこととも連携をしながら取り組んでいく。そういったことで、全体の整合を取りながら調和の取れた持続可能な中野のまちを作っていくということでございます。

大沼会長

ありがとうございました。では他にいかがですか。

生沼委員

今の飯田委員の話とも絡むのですが、中野区としての温室効果ガスの排出量が抑えられていないということで。今回、6月9日付でいただいた文書に、区民1,500件、事業者1,000件に対して、アンケート調査をしますというようなお話をいただいておりますが、それはあくまでも全数ではなくて、ざっくりしたところしかつかめないと思います。資料4の21ページに、区内電力需要の推移、それからガス需要の推移というのがございます。東京ガスにお問い合わせいただければ、区内で使われているガスの使用量というのは、年度ごとに押さえていただければと思います。

それ以外の部分で、先ほど飯田委員がおっしゃった輸送部門は、それぞれ事業者さん、交通関係の事業者さん、車を多く保有していらっしゃる事業者さんの、多分ガソリンの消費量は押さえられるでしょうが、他の区にあって通過しているだけの車は押さえられない。ただそうはいつでも、どういう設定をするかは別として、今の時点でどのくらいCO2が出ているかをきっちり押さえないことには、具体的な対策を立てようがないと思うので、その部分をきちんとやっていく必要があると思いました。

大沼会長

非常にこれも重要なご指摘です。これについて事務局から。

環境と暮らし担当課長

飯田委員からに数点にわたるご質問がありましたので、ちょっとお答え出来かねる

部分もありますが。まずこの基本計画の改定、今日は取り組み状況とか、現状の問題を示しましたが、私ども現行の基本計画の枠組みにこだわらず、新たな体系、新たな切り口でもって作ることが重要だと思っています。そういう意味で、交通事情の問題をもっと突っ込んだ考え方を示すことが出来ればとも思います。またその中で、CO2の削減につきましても、前回の委員会でお話ししましたように、次回3回目を目途に、この区内のCO2の排出量の推計を示す予定です。ただ、あくまでも飯田委員のお話にありましたように、推計にしか過ぎませんので、実態を的確に表していないかと思えます。

ただ、現在23区の区長会で、23区全体のCO2の推計、あるいは各区のCO2の推計のモデル作りに取り組み始めました。そういうことも参考にしながら、今後より精度の高い、今回の審議会ではなかなか難しいと思いますが、今後より制度の高いCO2の排出量等を押さえながら、計画の進行管理を行っていきたいと思っています。

#### 大沼会長

まだまだご意見もあると思いますが、時間の関係もございまして、後半部分のところに移っていきたいと思います。もし、何かご意見やご質問がございましたら、ぜひ事務局まで会議の後にお寄せいただければと思います。時間の関係で後半部分を進めさせていただきます。

それではごみの減量とリサイクル。それからみどり・水環境・景観の保全。それから環境保全に関する教育・学習・活動支援の取り組みに関しまして、ご質問やそれからご意見、議論を行っていただきたいと思います。

#### 須藤委員

環境基本計画の取り組み状況の中で、景観緑三法のことについて触れられた場所があると思いますが、こちらで述べられているのは、景観法とそれから土地緑地保全法と、それからもう一つは、屋外広告物法と解釈してよろしいのでしょうか。資料4の37ページの上から2行目の、景観、景観緑三法ですか。それは屋外広告物法が入っていると考えてよろしいでしょうか。

それから、このごみの減量とリサイクルというところで、この7月1日から各区各戸に、3日から「びん・缶回収の回収方法が変わります」というチラシがごみ集積場所に貼られていました。今すごく派手なオレンジ色の垂れ幕が各コーナー、コーナーというか、いつもごみが置いてあるところに垂れ下がるようになっています。すごく派手なオレンジ色の垂れ幕です。そのオレンジ色の垂れ幕が、それぞれの角にぶら下がってございまして、とても景観に良くないと思うんです。

もう作ってしまったもので、仕方がないですが、いずれそれも駄目になって、付け替えたりするときに、景観のことを考えてほしいと思います。その時のことも考えていただきたいんですが、ごみ関係の方にお話を伺いたいと思うんですが。

#### 大沼会長

それは今の現状と問題についてはなしですか。もう少し大きな枠の中でお願いします。

須藤委員

大きな枠の中では、景観についてどう思っているのかということが一つ。もう一つ、もっと細かなことで行けば、もう既に角にぶら下がっているオレンジ色の派手な垂れ幕について、どんなことになっているのかということと、今後はそれを変える方策を採っていただきたいということです。

大沼会長

私、そのオレンジ色の垂れ幕を実際に見ていないので。

須藤委員

中野区の方は皆さんご存じじゃないかと思います。

大沼会長

それでは事務局お答えください。

環境と暮らし担当課長

その前に、確かに垂れ幕で瓶・缶回収の新たな集積所の表示がありますが、この環境審議会でのよしあしを議論する場ではないというのが、事務局では感じております。まあそれを踏まえて、担当からお答えします。

ごみ減量担当参事

今日の資料でも、なかなかリサイクルが進んでないという状況がおわかりいただけだと思います。むしろそういう啓発を図るべく、区民の方に分かりやすい色で、いわば地域の集団回収をしていただく拠点として、1週間に1回あらかじめ張っていただくということをお願いしています。だから常態として、長い垂れ幕が置いてあるわけではありません。その日の朝に町会、自治会等々の方々が、その垂れ幕を張っていただいて、地域の方々に回収ステーションであるということをご理解願っています。これも啓発ということで、私たちとしてはそれを進めていくべきと考えてございます。今のご意見ですが、それが常態としてあれば、また景観の議論もありましょうけれど、一応私たちとしては、分かりやすく目立つ形で、ごみの減量の啓発を図ってきているということでございます。

大沼会長

それでは景観三法について私どもも知りたいということもございまして、都市計画のお立場からご説明いただければと思います。

都市計画担当参事

景観三法の中で、いわゆる屋外広告物のお話かと思いますが、屋外広告物につきましては、その設置基準を定める。どういうデザインにするか、あるいはどういう色彩にするか。そういうことをこの地域では、こういう景観計画に基づいて取り決めを

しまししょうと、そういうことが出来るようになっております。

また、建物自体のデザインや色彩の制限についてもそういったものがありまして、景観のとらえ方、ちょっと話を広げますが、やはりそこに暮らす人たちが生き生きとにぎわいをもたらすような、そういった街並みを作るとか、自然豊かな街並みを作り出すとか。あるいは、憩いの場所としての街並みを作り出すとか、いろいろそれぞれ人によってとらえ方が違いますけれども、ここのまちのデザイン、建物のデザイン色彩はこうししょうと。そして、屋外広告物についても、当然そこについては工夫をしたこういうルールの下でやっていきたいと思いますということが掲げられますので、それを景観三法の中でうたっているわけです。

大沼会長

それでは他に何かご意見ございますか。

大園委員

大枠の部分でと言われましたので、私の質問ももしかしたら細かすぎると注意を受けるかもしれませんが。みどり・水環境・景観の保全のところ、公園のことについて質問というか、疑問に思っていることがあります。やはりみどりの保全出来る場所として、公園の機能が期待されるということですが、公園の雑草の手入れですとか、木の手入れなどは、区役所の方でやっていただいていると思うのですが、その関係で木は枝葉の手入れはしてくださっているようですが、何が言いたいかというと、うちの学区内にある公園は本当に規模が小さくて、あまりみどりの保全に貢献しているとか、この公園によってみどりが増えているなっていう環境の公園はありません。ただその中で一つ、高い木が茂っている公園があるのですが、それは日影があつて夏も涼しくて、子どもも比較的集まる遊び場なんですけど、逆にその木が高すぎて、公園の面積をちょっと減らしてしまっている。割と公園の中心部にある太い木なものですから。その公園が割と不審者が出やすく、先日も露出狂が出たりですとか。あと数年前には、ホームレスの方が家を作って数日間滞在していたこともありました。みどりも大事ですが、視界を遮るような木に関しては、ちょっと整理をしていただいた方が、子どもたちの遊び場の機能としては、その方がありがたいと思っております。

これは道路の問題とも関連してくると思いますが、やはり機能を重視してしまうと、逆に安全面が危なくなってしまうと、先ほどの狭隘道路を広げるだけでは、車の往来が激しくなって安全面でマイナスが生じてしまうという話がありましたが、公園の方もみどりを増やすばかりでは、虫も出たり、視界を遮ったり、死角が増えてしまって、子どもの安全も脅かされるようなこともありますので、地元住民としてはそういう細かいところから気が付く点もありますので、ご意見として聞いていただけたらなと思います。

大沼会長

みどりを増やすというのは、単に憩いの場を作るだけではなくて、市民の安全面からの不安もあるんですよということをご指摘いただいたわけですね。ありがとうございます。こういったことも含めまして、後ほど事務局の方にお答えいただこうと思

ます。他にいかがでしょうか。みどりということで。

#### 水庭委員

都内のみどり、緑被率、それから緑地率を出して話が進んでいますが、ちょっと私は質問ですが、小学校、中学校、高校あたりの校庭の緑化に対する取り組みというのは、現状どのような取り組みが進んでいるのか。どのように取り組みをしているのかを教えていただきたいのですが。

#### 三好委員

関連ですが。今おっしゃったことと関連しているのですが、今、統廃合で新しい学校が新たに誕生するとか、別のところのものが廃校になるとか、いろいろな動きがありますが、ここに書いてあります5番と6番のみどり・水環境・景観の保全と、環境教育ですが、それを合わせたような形で、守るだけじゃなくて、子どもたちも森を作るとか、みどりを増やしていくという意識を、地域の中で育てていくこともすごく大事じゃないかと思えますね。それで統廃合をチャンスとしてとらえて、それで環境教育とみどりということの意識をみんなが持てば、そのさっきの大園委員が言われたような、公園はどうあるべきかっていうのを願いますというよりは、どうするのがいいのかなっていうのをみんなでワークショップなり何なりで計画を作っていく方向も大事じゃないかと思えます。

#### 大沼会長

貴重なご意見、ありがとうございます。学校教育、あるいは学校教育の現場での緑化についてですね。それから環境教育についていかがでしょうか。

#### 計画営繕担当係長

課長の代理出席で申し訳ないところですが、学校の緑化のところですね、壁面緑化とか屋上緑化とかいろいろ言われておりますが、今のところ営繕の方で建物の関係では、屋上緑化を1校か2校、確か実施した実績を聞いているところです。それで今後、学校施設がだいぶ古くなってきておりますから、建て替えの時には、そういった視点で取り組んで、検討していくということとは聞いております。

具体的には、内部的なところで、そういった視点で建物を考えていくという方向性は示したいと思えます。具体的にそういう意味で、すぐに学校をどうこうすることではないですが、計画的なところでは考え方は当て込まれているというところで、今日のご理解いただきたいと思えます。

それで統廃合の動きについては、これからですね。施設整備をどうしていくかというの、まだまだ検討が始まったばかりというところなので、これから、検討会で地域の方、PTAの方もお入りになっていきますから、その方々のご意見を踏まえながら、計画が作られていくであろうと思っております。

#### 大沼会長

ありがとうございます。学校教育の現場での環境教育は非常に重要だと思います



が。

#### 指導室長

学校教育の現場のことですが、先ほどの環境の部分においては、屋上緑化に取り組んでいる学校がありますし、雨水利用をしている学校、風力発電をしている学校、太陽熱に挑戦している学校といくつかございます。それとビオトープを行政やPTAなどに作っていただいたり、子どもたちが一緒に作ったりということで取り組んでいる学校もあります。

環境教育は、よく言われます総合的な学習の時間で重点を置いて取り組まれることでもありますし、他のエネルギーということに関しては、理科の授業や、それからリサイクルのことなどは社会科の授業等で必ずやっておりますので、全小・中・幼で何らかの環境教育を進めております。

学校再編のことは先ほどお話しがありましたので、その後の使い方については、これからになります。

それから環境においては、比較的中野区はですね、小中学校とも校庭と樹木が多いと感じております。この環境を授業にどう使っていくかということは、各学校の実態に合わせた取り組みになっています。

最後になりますが、小学校1校で校庭の芝生化ということに今年から取り組んでいる学校がございます。それに関しても、子どもたちがどうかかわっていくかということで進めておりますので、環境教育は子どもたちの身近なところでやっているということでございます。

#### 大沼会長

環境教育は非常に、特に自治体の環境計画の中で重要な位置を占めていると思いますので、今後議論の中で更に議論を高めて、質の高いものにしていくべきだと思います。

みどり・水・景観の保全、それから教育・学習についてのご意見がありました、ごみについてのご意見がまだございませんが。

#### 飯田委員

ごみは必ずしも専門ではないのですが、一つは第2次一般廃棄物基本処理計画のところで、いわゆる事業系一般ごみですね。事業者だけれども、中野区の負担の一般ごみになっているようなものというのは、仕分け等その対策についてはどういう方針になっておられるのか。この資料5には、ちょっと踏み込んで環境に配慮したごみ処理とリサイクルやその費用負担の公平化が問題となっていると書いてあるので、その先の議論で、費用負担の在り方まで踏み込んで議論されるのかということをお聞きしたい。

あとは、我々の事業所はこの中野区にあるので、いわゆる燃えるごみ、燃えないごみとペットボトルとか、割と簡単な分別ですが、自宅のある横浜とかはかなり分別が十何分別ですか、出口は結局焼却であったりするわけですが、そこら辺の、ちょっと他の23区よりも一歩進んだこととか、ごみを減らす施策について、これはここから

先の議論だと思いますが、その辺をご検討されるのかどうかですね。

それともう一点、先ほどの環境保全、環境教育ではないのですが、事業者のところに、事業者の環境配慮への取り組みに広がりが見られませんかと書いてありましたね。エコフレンズとか、環境マネジメントの普及支援というのが資料4に書いてありますが。これもここから先の議論かもしれませんが。例えば中野区は制度融資なんかを持っておられて、例えば制度融資をこの環境配慮を率先したところから優遇するとかですね。例えばそういうような施策をいくつか組み合わせて展開を考えて、この広がりが無いということに対する対策をいろいろやっていってはどうかと思います。

大沼会長

ありがとうございます。いかがですか、今のごみに関して。事業者の方から、ごみの対策や、ごみについての職場での取り組みなど。

生沼委員

今、コピー紙をいかに減らすかということは、どこでもやっつけいらっしゃると思いますが、2面使うような形ですね。1回使ってしまったもう使わない紙などは、全部棚がありますので、そこに入れて再利用するようにしています。

内藤委員

やはり通常であれば、リサイクルということをやっていますので、紙・水・電気・ガス、あとは自動車の燃費まで含めて、いろいろな中で数字は取られて、年々やろうとはしていますが、実際にはなかなかうまくいっていない。うまくいっているものもあれば、うまくいっていないものもある。あと、ごみなども、もう5種類、6種類ぐらいに分けられています。

大沼会長

更にですね、事業者の方がこう環境配慮的な行動というのを推進するためのきっかけのようなものは、何かございますでしょうか。

佐藤東京都トラック協会中野支部常任委員(代理出席)

このごみの4の言葉を裏返すと、不公平感があるっていうことですよ、現状では。それは本当に、現状でどういったところが問題なんでしょうか。この4のですね。これからの検討課題ということになるのでしょうか。現状がしっかりつかめていないといけないわけですよ。ですから、ここで指摘されている公平化が問題となってくるという今後の課題があるとすれば、じゃあ現状はどうなんだということを教えていただきたいと思います。

ごみ減量担当参事

いくつかご質問いただきました、まず事業系の関係につきましては、いずれ将来的には、区の収集をやめ民間のいわば収集業者に任せる、そういう方向で行きたいと思っています。現状は、1日につきあるキロ数以下の零細企業等の方々は、区の清掃収

集車が回収してございますが、いずれ基本的には排出された方の自己責任でやっていただくという方向で、事業系のごみにつきましては、許可業者の方に収集という方法で行きたいと考えています。これは時間を掛けて進めていく必要があるかと考えています。

また、後半のご質問ですと、費用負担の公平化ということで、これは家庭系のごみを指しております。事業系はもう有料化しておりますので、家庭系は、原則無料でございます。ところが、これは税負担ですべてやってございます。ある面では、きちんと仕分けして出す方も、まるっきり出さない方も同じに、税でやっているわけです。従って、その費用負担の額も税金の負担も半端な額ではない。その中でちゃんと出す方、あるいはあまり好ましくない出し方、分別をしない方にそれぞれインセンティブを付ける公平な負担をお願いする、そういった費用負担の公平化の検討をこれからやっていく必要があると考えております。

それから一番大事な部分では、私たちはごみを出す立場であります。さまざまな容器とか、あるいは紙ごみがございますが、いわゆる合理的な排出の基準。どういう基準が一番いいのか、横浜市さんのお話もありますし、他の例えば岐阜県多治見市では、二十数種類の仕分けがあります。そこまで本当に行くかどうかもありますけれども、こういう社会生活をおくっていく中で、より負担がない形。日常的な行動の負担がない形での合理的な排出の基準づくり、それが今後の課題だと思います。それが全体といたしまして、ごみ減量につながればということで考えてございます。

大沼会長

それでは今度は家庭ごみについて意見がございましたらお願いします。

羽賀委員

ここに挙げられている中で、事業者の方もおっしゃっていましたが、ごみ減量に向かう何かきっかけがあると、非常にスムーズに進むこともあるわけですね。中野区の庁舎、あるいは区の施設で、再使用の容器を使った飲料というものが実際にはあるけれども、この庁舎の中もワンウェイ容器がほとんどだと思います。それを全部再使用出来る容器に変えることによって、納入する業者も考えるし、区の施設を利用する区民も、再使用の容器について目を向けると思います。このようなきっかけを行政がつくるべきではないか。

それから、今、公平な負担をと盛んにおっしゃっているのですが、公平な負担をするための前段階として、区民がごみについていろいろな情報を同じように持つということも必要だと思います。今、税金で処理されていること自体、区民全員が知っているわけではない中では、なかなか公平化といっても、全員が納得するものにはならないと思います。もっと情報を流すこと。今、東京都の清掃審議会で、プラスチックも燃やす方向を示していることも、区からももっと区民に対して広報すべきだと思います。区民全体がレベルアップすることによって、ごみは減量していくものだと思いますので、問題点として取り上げていただきたいと思います。

大沼会長

区民に対するある意味で促すわけですね。自発的に促す。これは経済的にどうのこのというよりも、取り組みの在り方の中から促していくという形。

#### 羽賀委員

学校給食の牛乳も中野区では瓶ですが、だんだん紙パックに代わりつつあります。教育の中でも瓶が再使用されるもので、ごみにならないとか、環境を守っていることを、ぜひ話ししていただいて、子どもたちがそこでも再使用出来る容器について知識を持ってほしいと思っております。

#### 大沼会長

そういった区民に密着した現場から、特に公的な場では進めていただきたいということですね。他に何かございますか。

#### 加藤委員

今の羽賀さんの続きのような形になりますが、ごみの回収というのは、既に税金からされているわけですから、ゼロでやっているわけではない、ただでやっているわけではないと思います。それにも増して、ちゃんとごみを出している人は、それよりもまだ出さなくても済むような形で、ぜひ方法を考えていただきたいと思います。

ですから先ほど参事がおっしゃったように、ちゃんとやっていない人がもう少し負担をしなければならないという形になればいいことだと思います。私たちの税金を使ってごみが回収されているということ、まず認識しておいていただきたいということです。

それから、この取り組みの方に、カラスをよけるためにネットを支給していますといった説明があるのですが、例えば各戸収集を進めるとか、昔のようにポリバケツをもっと推奨する形を採ることによって、カラス被害というのはかなり解消出来る問題だと思います。各戸収集をすると、出す人がやはり責任を持たなければならないということがありますので、ネットを使えばいいというだけではなくて、より良い方向として各戸収集というのを進めていただきたいと思います。

それから、職住混在が進んでおりまして、私の地域でももともとは住宅地だと思っていたところに、本当に零細なオフィスビルが建って、そこの方たちも廃棄物を出すようになってきているわけですね。その出し方がとても「これじゃあなあ」と思うことがよくあるわけです。例えば、ごみの回収は月曜日であるにもかかわらず、金曜日にそれを出していってしまうとか、そういういくら何とかしたいなと思っても、綺麗にならないごみの収集場所が何か所もあるわけですね。でも、それが至るところではなくて限られたところなので、そういうところはなるべく問題が大きくならないうちに解消するように手を打っていくということが大切かなと思うのです。

#### 大沼会長

いろいろご意見を伺いましたが、特に対策をしている人と対策をしていない人で差を付ける。つまり例えば経済的負担の差を付けるといった方向というのは、今いろいろな地域や国で採り入れられている方向ですので、こういったものは、今後やはり検

討していく必要があると思います。

さて、まだまだ意見はおありかと思いますが、もう時間でございますので、2時間ちょうどたちました。それでですね、先ほどもちょっと申し上げましたが、今日おっしゃったご意見、あるいは後で気付いた点とかありましたら、事務局の方までお寄せいただければと思います。

大橋委員

すいません。一つだけ全体にかかわることなので、お聞きしたいことがあるのですが。

大沼会長

それはちょっと後にしていただければと思います。

#### 4. その他

大沼会長

それでは今日の議論はここまでとさせていただきます。それで、次回は、本日出された意見を整理してもらい、補足資料というのを提供していただく。それからご説明いただいたアンケート調査というものについて結果が出ますので、それもこの場で提供してもらいます。あるいは中野区の温室効果ガスの推計の数値なども出していただければと思いますので、こういったものを題材に更に中野区の現状、環境の現状と問題について議論をしていきたいと思えます。

ただ、今日の議論というものも、私自身がそう思ったのですが、内容が非常に広範囲でありまして、資料もかなり膨大ですね。ですから、すべてを読み込んで十分な議論を行うことは大変なことではないかと個人的に思えます。それで先日須藤委員から、出来れば勉強会のようなもので時間を取って、資料の読み込みや議論の復習ですね。こういったものを含めて勉強会のようなものがないかという提案がございました。私自身、そういったご意見について、もっともなことだと思えましたので、事務局に検討をお願いしました。

環境と暮らし担当課長

今、会長のからお話がありましたように、審議会の議論とは別に、議論をするということではなくて、この現状と問題について勉強を深めるという場を持ちたいと思えます。審議会の委員の方々の中で参加を希望される方々を対象に行いたいと思えます。まだテーマはこれから委員の方に募り、提案していただいたテーマを事務局で調整させていただいて、日程調整、あるいは会場の確保、資料の準備も事務局で行わせていただきたいと思います。なお、テーマによってより深いというか、専門家を招いて勉強したいということであれば、専門家の招聘も考えていきたいと思っています。ただ、これは正式な審議会ではございませんので、報酬とか、その他の経費はございません。あくまでも手弁当というか、自費でお願いしたいと思えます。

大沼会長

今、事務局からご説明いただいたのですが、いかがでしょうか。

加藤委員

ぜひお願いしたいと思います。それでもう一つプラスしていただければ、やはり読んで分らないことが見れば分かるというのがあると思うので、中野区内の問題のある場所ですとか、いい場所ですとか、ぜひ一度皆さんで見るようなチャンスを持っていただけたらと思います。

大沼会長

では勉強会をするかどうかということで、今おっしゃったことは後ほどまた検討させていただくことにいたしまして、それでは勉強会を開催するというのでよろしいですか。では、須藤委員、いいご提案をいただきましてありがとうございます。最後に何かご質問やご意見がありましたら、先ほど大橋委員から。

大橋委員

資料2の10ページのところに、ISO14001の認証取得ということがありまして、板橋区なども随分前にこれを取得していて、とてもこれにはお金が掛かって、ましてやすごく基準が厳しいので、それを続けていくのがとても厳しいということを聞いたことがあるのですが。それを中野区も取ろうとしているその理由というか、その辺をどういうふうに考えてこれを取ろうとしているのかということを知りたい。

それから、これがとても厳しいものであるならば、もっとお金が掛からないように、もっと厳しい中野区の基準というものを作ってやったらどうかという提案なんです。

佐藤東京都トラック協会中野支部常任委員(代理出席)

このアンケート、今日は私、巻田の代理で出させていただいたのですが、アンケートを見まして、こういうものを事業所、個人に向けて出すということですね。目を通して見たんですが、これに対しての感想というか意見は、どこにお話しすればいいですか。もう済んだんですか。ちょっと表現が、一つの質問に対して二つのことを聞いているようなこともあるので。では今となっては間に合いませんね。分かりました。

大沼会長

もう時間がございませんが、それでは須藤委員。

須藤委員

三つあるのですが。一つは第3回の審議会に温室効果ガスの現況を出されるということですね。この現況を出されると同時に、逆に言えばみどりってというのは、木々が、樹木がこういった汚染物質とかCO2を吸着するということを踏まえまして、樹木の調査を事務局の方にしていただいて、どの木がどのくらいそういった効果をもたらすかということ、ちょっと専門的に調べていただきたいということが一つ。

それから大橋委員が先ほどおっしゃいましたISOですけども、資料を読んでみますと、ISOを取ることが目的のような書かれ方をしていますが、ISOはあくまでもブ

ランドであって、例えば中野区は何をした結果 ISO の基準を取ったということにしかないのでは、ちょっとこれは、はきちがえているのではないかと思います。

それからもう一点ですが、私は公募委員で来たのですが、募集要項にですね、中野区環境審議会が区の環境基本計画や環境保全に関することについて、区民や事業者、学識経験者が協議・審議する場ですと書かれているのですね。区のホームページにも、区の環境基本計画や環境保全に関する基本的事項について検討する。中野区環境基本条例に基づいて設置している区長の付属機関ですと書かれているのですが。今回ですね、区長が諮問されているのは、環境基本計画についての答申だけなんですね。私たちがここで話し合うことが、環境基本計画だけに反映されるものなのか、それともここで話し合っていくことが、現状の環境行政に関して影響力があるものなのかどうかということをお聞きしたいんです。というのはこの審議会の予定の中には、環境基本計画のことを答申するだけの内容しか込められていないので、このあたりちょっと伺いたいと思います。

大沼会長

はい、分かりました。では併せまして事務局からお願いします。

環境と暮らし担当課長

お答えし損なった点もありますので、簡潔にお答えいたします。まず学校の緑化の状況です。これから調べまして、出来る範囲内で対応させていただきたいと思います。

それから、飯田委員からの事業者の制度融資の問題等、これは今後のまさに事業者への取り組みの普及をはかる上で欠かせないと思っていますので、それは大事だと思っています。

それから ISO の問題。確かに ISO は前は相当経費が掛かって、なおかつ手間が掛かった仕組みでした。ただ、ISO 自体がだいぶ見直しが進みまして、経費も前から比べますと2分の1程度になりました。あるいはその仕組み自体も、よりシンプルになって分かりやすい仕組みになっています。中野区として、今までいわゆる行動計画で、中野区自身が環境に配慮した事業所になるんだと、いろいろ旗を振ってきましたが、正直なところきちんとした基準、スタンダード、仕組みづくりが欠かせないという認識の下に、このような ISO の取り組みを始めたところでございます。ですから、今後この ISO14001 はこれはあくまでも仕組みづくりでございまして。要は中身、この実践を区役所の中でどうしていくか。どう継続していくかが大事だと思っております。大橋委員からご指摘がありましたように、他の自治体でも ISO14001 を踏まえて、これを取得するのではなくて、自ら宣言をして、この仕組みを自分のものにしていくという取り組みをしている自治体もあります。区としてもそのような方向性を持っているところでございます。

それから最後の樹木の汚染物質の吸収等の問題。これは極めて専門的で、私どもが対応出来るものではございませんが、分かる範囲内で調べてみたいと思っております。

あと、審議会ですが、区長は今回あくまで、環境基本計画の改定に際して、その基本となる事項についてご答申をいただきたいと諮問をしております。ですから基本的

には、この諮問の中でのご議論をしていただきたいと思います。ただ、今後この環境審議会の在り方、他の環境全体的な進行管理も含めた今後の環境施策の展開については、種々ご意見をいただきたいと思います。と思っています。

大沼会長

具体的な事例というものを議論する場ではないと。ただ、具体的な事例というのを念頭に置かれて、その枠組みづくりをしていくというのが、まさしくそういった大枠を作る際に、そういった具体的な点というのを出していただきたい。

もう時間がございませんが。

加藤委員

お願いですが。意見があるのですが、今ここでは申し上げませんが、後ほど事務局にお持ちしたいと思っています。議事録の後ろにぜひ記録として残していただけたらと思います。今、ここで話されたことは議事録に残りますが、後で事務局に意見を持っていったものに対しても、議事録の後ろに付記することは出来ますか。

大沼会長

それは議事録としては難しいと思いますが、こういった意見があったというのは、資料として残したいと思っています。

加藤委員

公式な形で残るということですね。

大沼会長

よろしいでしょうか。それでは時間となりましたので、最後に、もう一つご説明いただく件がございます。区民・事業者環境行動意識調査についてですね、事務局からご説明いただきます。

環境と暮らし担当課長

資料6（区民環境行動・意識調査）、資料7（事業者環境行動・意識調査）についての現在の状況についての説明

区民・事業者環境行動意識調査について、その内容の説明ではございません。既に区民・事業者に発送してございます。内容については、委員の皆様にご意見を多数いただきました。私ども事務局としては、アンケート作成の難しさを痛感したところです。と申しましても、皆様のご意見を反映出来た点と、反映出来なかった点があるかと思っています。この結果が、ぜひ今後の議論の素材、あるいは今後の私どもの計画作成にとって有用なものとなると考えております。またこの結果については、次回、第3回目には速報版としてご報告出来ると考えております。

大沼会長



資料6と7ですね。皆様のご意見を踏まえたアンケートがございますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

それでは最後に、次回の日程を決めて終わりたいと思います。

環境と暮らし担当課長

では次回の日程でございますが、9月11日、午後2時から4時。場所はこの委員会室で、開催を考えてございます。よろしく願いいたします。

大沼会長

よろしいですか。では次回は9月11日の月曜日です。午後2時から4時まで、この場所で行うということで、皆さんよろしく願いいたします。追って事務局から開催通知を送らせていただきます。では、以上をもちまして本日の中野区環境審議会の第2回を閉会させていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。